【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年9月14日

【四半期会計期間】 第48期第1四半期(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

【会社名】 株式会社伊藤園

【英訳名】 ITO EN,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本 庄 大 介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区本町 3 丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7111(代表) 【事務連絡者氏名】 管理本部長 平 田 篤

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区本町 3 丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7203

【事務連絡者氏名】 管理本部長 平 田 篤

【縦覧に供する場所】 株式会社伊藤園横浜緑支店

(神奈川県横浜市緑区霧が丘2丁目7番11号)

株式会社伊藤園八千代支店

(千葉県八千代市大和田新田672番地4)

株式会社伊藤園大宮支店

(埼玉県さいたま市見沼区春岡3丁目20番地4)

株式会社伊藤園尼崎支店

(兵庫県尼崎市金楽寺町1丁目5番33号)

株式会社伊藤園静岡支店

(静岡県静岡市葵区神明町85番地2)

株式会社伊藤園堺支店

(大阪府堺市北区北花田町2丁202番地)

株式会社伊藤園名古屋東支店

(愛知県名古屋市名東区勢子坊2丁目1406番地)

株式会社伊藤園福岡支店

(福岡県福岡市博多区金の隈1丁目21番19号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の静岡支店及び福岡支店は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次			第47期 第 1 四半期 連結累計期間		第48期 第 1 四半期 連結累計期間		第47期
会計期間		自至	平成23年 5 月 1 日 平成23年 7 月31日	自至	平成24年 5 月 1 日 平成24年 7 月31日	自至	平成23年 5 月 1 日 平成24年 4 月30日
売上高	(百万円)		102,788		106,236		369,284
経常利益	(百万円)		6,334		4,890		17,985
四半期(当期)純利益	(百万円)		3,380		2,447		9,249
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		3,052		2,267		9,360
純資産額	(百万円)		102,164		105,768		106,010
総資産額	(百万円)		215,370		235,282		224,843
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(普通株式)	(円)		27.40		19.83		72.18
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(第1種優先株式)	(円)		27.40		19.83		82.18
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (普通株式)	(円)		27.32		19.77		71.98
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (第1種優先株式)	(円)		27.32		19.77		81.97
自己資本比率	(%)		47.4		44.9		47.1

⁽注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

^{2.}売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。なお、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「2.報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照下さい。また、主な関係会社の異動は以下のとおりであります。

<リーフ・ドリンク関連事業>

平成24年6月27日付けでITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd.を設立し、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

<飲食関連事業>

前連結会計年度において「その他」に区分しておりましたタリーズコーヒージャパン(㈱をセグメント情報の有用性を高める為、当第1四半期連結累計期間より「飲食関連事業」として区分しております。 なお、タリーズコーヒージャパン(㈱の事業内容についての重要な変更はありません。

< その他 >

< 飲食関連事業 > の記載内容と同様であります。

この結果、当社の企業集団は、当社、子会社23社、関連会社1社により構成されることになりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間(平成24年5月1日~7月31日)におけるわが国経済は、依然として厳しい状況にあるなかで、景気が緩やかに持ち直しておりますが、欧州政府債務危機や原油高をはじめとした海外景気の下振れの影響、さらには電力供給の制限や厳しい雇用情勢が残っており、先行き不透明な状況にあります。

清涼飲料業界におきましても、消費者の節約志向や低価格化など個人消費が長期にわたり低迷し、引き続き厳しい状況となっております。

このような状況のなか、当グループは経営理念であります「お客様第一主義」のもと、当グループを取り 巻く全てのお客様に対し「お客様が今でもなお何を不満に思っていらっしゃるか」を常に考え、グループ 一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高1,062億36百万円(前年同期比3.4%増)となり、利益面におきましては、各経費の見直しを行うとともに効率的な経営を行い、営業利益51億49百万円(前年同期比23.5%減)、経常利益48億90百万円(前年同期比22.8%減)、四半期純利益24億47百万円(前年同期比27.6%減)となりました。

セグメント別の業績を示すと次の通りであります。なお、「第1企業の概況 2事業の内容」に記載のとおり報告セグメントの変更を行っており、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報を当第1四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成し、前年同期比を算出しております。

<リーフ・ドリンク関連事業>

国内においては、主力商品であります「お~いお茶」を平成24年5月にリニューアルし、「お~いお茶緑茶」は"香り一新"して"おいしさは香り"をさらに高め、「お~いお茶濃い味」は"旨さ一新"して味わい深く、後味爽快に仕上げました。急須でいれたての緑茶の香りと味わいを追求し、さらに進化した「お~いお茶」をお届けしております。野菜飲料におきましては、「1日分の野菜」が順調に売上を伸ばしております。また、昨年発売した「体脂肪が気になる方」、「コレステロールが高めの方」向け、2つの健康強調表示許可を得た特定保健用食品の「カテキン緑茶」も好調に推移しております。そのほか、コーヒー飲料、炭酸飲料、乳飲料におきましても新商品を導入したことにより堅調に推移いたしました。

海外におきましては、ITO EN (North America) INC.において「TEAS' TEA」が順調に売上を伸ばしております。経済成長が著しい東南アジア及び周辺国、地域に対して積極的に事業展開するためにシンガポールに持株会社を設立いたしました。また、台湾におきましては、現地に支店を開設し、現地にて生産した製品の販

売活動を通して、積極的に伊藤園ブランドの浸透を図ってまいります。

この結果、リーフ・ドリンク関連事業の売上高は1,003億13百万円(前年同期比2.4%増)となり、営業利益は44億59百万円(前年同期比30.2%減)となりました。

<飲食関連事業>

タリーズコーヒージャパン(株の業績が引き続き好調に推移し、売上高は49億32百万円(前年同期比22.0%増)となり、営業利益は6億76百万円(前年同期比50.8%増)となりました。

< その他 >

売上高は9億89百万円(前年同期比32.6%増)となり、営業利益は2億62百万円(前年同期比77.3%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産は前連結会計年度末と比較して104億38百万円増加し、2,352億82百万円となりました。主な変動要因といたしましては、「現金及び預金」が169億54百万円減少、「受取手形及び売掛金」が169億47百万円増加、「商品及び製品」が59億48百万円増加したことによるものです。

負債は前連結会計年度末と比較して106億80百万円増加し、1,295億13百万円となりました。主な変動要因といたしましては、「支払手形及び買掛金」が112億26百万円増加したことによるものです。

純資産は前連結会計年度末と比較して2億42百万円減少し、1,057億68百万円となりました。主な変動要因といたしましては、四半期純利益が24億47百万円増加、配当金の支払により25億15百万円減少したことによるものです。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4)研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当グループの研究開発費の総額は4億60百万円であります。 なお、当第1四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第 1 種優先株式	200,000,000
計	200,000,000

(注) 当社の定款第5条に定められたところにより、当社の普通株式及び第1種優先株式をあわせた発行可能種類株式数は、200,000,000株であります。

【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年 7 月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年9月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	91,212,380	91,212,380	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に制限のない 標準となる株式 (注)2
第1種優先株式	34,246,962	34,246,962	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)2 (注)3
計	125,459,342	125,459,342		

- (注) 1 「提出日現在発行数」には、平成24年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
 - 2 自己資本の拡充及び財務体質の強化のため、第1種優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式及び 第1種優先株式のそれぞれにつき100株であります。
 - 3 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。
 - (1) 第 1 種優先配当

普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額(小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と同金額とする。毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行わないときは、当該株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、15円の剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。

- 第1種優先株式発行後、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日(以下「併合等効力発生日」という。)から適用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。
- 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、その不足額を累積し、上記 又は に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立 ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。
- 第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1 種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、上記(1) に規定する不足額を支払う。

上記 に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、上記 の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。

(3) 議決権

第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間において、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。

(4) 種類株主総会の決議

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 併合又は分割、無償割当て等

株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。 株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。

- a 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。
- b 普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式に対して株式の分割を行う種類の株式を株式無償割当てする。株式無償割当ては1株につき株式の分割の割合と同一の割合で行う。

(6) 取得条項

次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日)の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、これと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

- a 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当会社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
- b 普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。)が50パーセント超となった場合当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日

株式会社東京証券取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【 ライツプランの内容 】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年5月1日~ 平成24年7月31日	-	125,459,342	-	19,912	-	20,259

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第 1 種優先株式 32,770,800		「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,983,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 89,190,500	891,905	
単元未満株式	普通株式 38,280 第1種優先株式 1,476,162		
発行済株式総数	125,459,342		
総株主の議決権		891,905	

(注) 1 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、 記載することができないことから、直前の基準日(平成24年4月30日)に基づく株主名簿による記載をして

おります。

(注) 2 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権 5 個)含れ

ております。

【自己株式等】

平成24年4月30日現在

	所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
	(自己保有株式)	東京都渋谷区本町	普通株式		普通株式	普通株式
Į	株式会社伊藤園	3 丁目47番10号	1,983,600		1,983,600	2.17
	計		1,983,600		1,983,600	2.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年5月1日から平成24年7月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年5月1日から平成24年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成24年 4 月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年7月31日)
流動資産		
現金及び預金	43,872	26,918
受取手形及び売掛金	37,181	54,128
商品及び製品	19,586	25,535
原材料及び貯蔵品	7,231	8,21
その他	13,732	15,74
貸倒引当金	54	69
流動資産合計	121,549	130,46
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	15,395	15,79
土地	17,359	17,35
リース資産(純額)	27,929	29,34
その他(純額)	5,784	6,00
有形固定資産合計	66,468	68,49
無形固定資産		
のれん	14,432	14,12
リース資産	56	4
その他	8,012	7,74
無形固定資産合計	22,501	21,90
投資その他の資産		
投資その他の資産合計	14,324	14,41
固定資産合計	103,294	104,81
資産合計	224,843	235,28
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	25,984	37,21
短期借入金	670	87
リース債務	9,653	10,30
未払費用	₃ 17,779	18,86
未払法人税等	4,882	2,46
賞与引当金	2,999	1,74
その他	3 2,289	2,75
流動負債合計	64,258	74,21
固定負債		
社債	20,000	20,00
長期借入金	5,577	5,48
リース債務	19,564	20,18
退職給付引当金	6,209	6,39
その他	3,223	3,23
固定負債合計	54,575	55,30
負債合計	118,833	129,51

四半期報告書

	前連結会計年度 (平成24年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,912	19,912
資本剰余金	20,259	20,259
利益剰余金	78,954	78,886
自己株式	4,830	4,831
株主資本合計	114,294	114,225
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	158	185
繰延ヘッジ損益	3	22
土地再評価差額金	6,171	6,171
為替換算調整勘定	2,388	2,564
その他の包括利益累計額合計	8,398	8,571
新株予約権	23	34
少数株主持分	90	79
純資産合計	106,010	105,768
負債純資産合計	224,843	235,282

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)
売上高	102,788	106,236
売上原価	52,206	57,011
売上総利益	50,581	49,224
販売費及び一般管理費	43,845	44,074
営業利益	6,735	5,149
営業外収益		
受取利息	2	3
受取配当金	28	29
持分法による投資利益	-	39
その他	108	90
営業外収益合計	139	162
営業外費用		
支払利息	261	296
為替差損	234	101
持分法による投資損失	0	-
その他	43	23
営業外費用合計	541	420
経常利益	6,334	4,890
特別利益		
固定資産売却益	-	0
固定資産受贈益	7	-
その他		0
特別利益合計	7	0
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産廃棄損	3	7
災害による損失	29	0
投資有価証券評価損	0	140
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	51	-
ゴルフ会員権評価損	10	-
ゴルフ会員権退会損	13	-
減損損失	-	3
特別損失合計	108	152
税金等調整前四半期純利益	6,233	4,739
法人税等	2,932	2,297
少数株主損益調整前四半期純利益	3,301	2,441
少数株主利益又は少数株主損失()	79	6
四半期純利益	3,380	2,447

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,301	2,441
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13	34
繰延ヘッジ損益	13	25
為替換算調整勘定	259	196
持分法適用会社に対する持分相当額	9	13
その他の包括利益合計	248	173
四半期包括利益	3,052	2,267
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,131	2,273
少数株主に係る四半期包括利益	79	6

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

平成24年6月27日付けでITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd.を設立し、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成24年 7 月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成24年 7 月31日)		
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引		
	前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引		
	前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。		

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成24年4月30日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成24年 7 月31日)
投資その他の資産	337百万円	333百万円

2 下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年 4 月30日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成24年 7 月31日)
ネオス(株)	128百万円	96百万円

3 期末日が金融機関の休業日であったが、決済が行われたものとして処理した債権・債務額

		前連結会計年度 (平成24年 4 月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年7月31日)
債権	受取手形及び売掛金	10,875百万円	-
Ħ	卡収入金	6,914百万円	-
盲	† 17,	,790百万円	-
債務	支払手形及び買掛金	22,274百万円	-
Ħ	卡払費用	430百万円	-
7	その他	487百万円	-
言	† 23	3,192百万円	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 5 月 1 日 至 平成23年 7 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成24年 7 月31日)
減価償却費	2,527百万円	3,025百万円
のれんの償却額	270百万円	269百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月26日 定時株主総会	普通株式	1,695	19	平成23年 4 月30日	平成23年7月27日	利益剰余金
平成23年7月26日 定時株主総会	第1種 優先株式	820	24	平成23年 4 月30日	平成23年 7 月27日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年7月26日 定時株主総会	普通株式	1,695	19	平成24年 4 月30日	平成24年7月27日	利益剰余金
平成24年7月26日 定時株主総会	第1種 優先株式	820	24	平成24年 4 月30日	平成24年7月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

					. \ '	17 · H/1/1/
	報告セグメント				調整額	合計
	リーフ・ドリンク 関連事業	飲食関連事業	その他	計		
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	97,997	4,044	746	102,788	-	102,788
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	55	104	622	781	781	-
計	98,053	4,148	1,368	103,570	781	102,788
セグメント利益 又は損失()	6,390	448	147	6,987	251	6,735

⁽注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、のれんの償却額 260百万円、セグメント間取引8百万円であります。

² セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					\	<u> </u>
	報告セグメント				調整額	合計
	リーフ・ドリンク 関連事業	飲食関連事業	その他	計		
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	100,313	4,932	989	106,236	-	106,236
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	50	126	637	814	814	-
計	100,364	5,059	1,627	107,050	814	106,236
セグメント利益 又は損失()	4,459	676	262	5,398	249	5,149

- (注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、のれんの償却額 259百万円、セグメント間取引10百万円であります。
 - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、セグメント情報における報告セグメントは「リーフ・ドリンク関連事業」及び「その他」に区分しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「リーフ・ドリンク関連事業」、「飲食関連事業」、「その他」の3区分に変更しております。なお、この区分の変更は、当グループのセグメント情報の有用性を高めることを目的としております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第1四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

また、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、これによる当第1四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)
(普通株式) 1株当たり四半期純利益金額	27円40銭	19円83銭
(第1優先株式) 1株当たり四半期純利益金額	27円40銭	19円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,380	2,447
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,444	1,769
第 1 種優先株式に係る四半期純利益金額(百万円)	936	677
普通株式の期中平均株式数(千株)	89,216	89,228
第 1 種優先株式の期中平均株式数(千株)	34,176	34,173
(普通株式) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	27円32銭	19円77銭
(第1優先株式) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	27円32銭	19円77銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	353	370
(うち新株予約権(千株))	(353)	(370)
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,446	1,771
第 1 種優先株式に係る四半期純利益金額(百万円)	933	675
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(ネオス社の株式追加取得に伴う関係会社化)

当社の平成24年6月26日の取締役会において、ネオス社の株式を追加取得し、関係会社とすることについて決議いたしました。

1.株式取得の目的

当社とネオス社との資本関係を強化することにより、両者間で事務業務の共通化、自販機調達の共有化等のコスト削減、スケールメリットの実現のための具体的方策を適宜検討、実施し、自販機事業の強化を図るとともにネオス社を通じた製品の積極的販売により売上増加を目指すことを目的として株式を追加取得いたしました。

- 2.株式取得の相手先の概要
- (1)名称 ネオス株式会社
- (2)所在地 東京都江東区亀戸1-42-20
- (3)代表者 今泉玄
- (4)事業内容 自動販売機を通じた各種飲料水及び飲料品の販売

自動販売機の保守管理

(5)資本金 80百万円

(6)設立 昭和60年5月8日

(7) 売上高 25,348百万円(平成23年12月期)

- 3. 取得株式数及び取得後の持分比率
 - (1)株式取得数 1,920株
 - (2)取得後の持分比率 46.0%
- 4.株式の取得時期

平成24年8月17日

(自己株式の取得及び自己株式の消却)

当社は、平成24年8月28日に開催いたしました取締役会におきまして、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得をするものであります。

- 2.取得に係る事項の内容
- (1)取得する株式の種類 当社普通株式
- (2)取得し得る株式の総数 700,000株(上限)

(普通株式の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する 割合0.78%)

- (3)株式の取得価額の総額 1,100百万円(上限)
- (4)取得する期間 平成24年9月4日から平成24年9月28日まで
- (5)取得方法 信託方法による市場買付
- 3. 自己株式の消却について
- (1)消却する株式の種類 当社普通株式
- (2)消却する株式の総数 2,000,000株

(消却前の普通株式の発行済株式総数(自己株式を含む)に 対する割合2.19%)

- (3)消却後の発行済株式総数 89,212,380株
- (4)消却予定日 平成24年10月31日

なお、第2四半期(累計)及び通期の連結業績予想における普通株式および第1種優先株式に係る「1株当たり当期純利益」には、当該事項の影響を織り込んでおりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年9月14日

株式会社伊藤園

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田敬二 印指定有限責任社員 公認会計士 西田俊之 印指定有限責任社員 公認会計士 西田俊之 印指定有限責任社員 公認会計士 大瀧克仁 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社伊藤園の平成24年5月1日から平成25年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年5月1日から平成24年7月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年5月1日から平成24年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社の平成24年7 月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していな いと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.}四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。